

## 政策3 拠点都市機能の充実

### 施策6 にぎわいのある市街地の形成

#### 現況と課題

人口減少や少子高齢化の進展のほか、郊外型大型店舗の進出などによる中心市街地の空き店舗の増加など、地方都市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

本市は、幡多地域の中核都市として行政・経済等の拠点機能を有するとともに、中心市街地には3つの国道が放射状に広がり交通の要衝となっているほか、四国横断自動車道佐賀～四万十間が事業化されるなど、これまで以上に中枢機能の役割が求められてきます。

本市の商圈は、幡多地域や愛媛県愛南町など近隣県の一部を範囲に10万人以上とも言われていますが、人の主な流れは郊外の大型店舗を中心に留まっており、中心市街地にうまく取り込めていないのが現状です。

令和2年には、市街地の中心に位置する旧土佐銀行跡地に商業コミュニティ施設が整備されますが、この施設によって期待される集客効果を周辺の商店街に波及させるための具体的な取り組みや実施主体を明確に位置付けた「四万十市中心商店街活性化計画」を令和元年度に策定し、日常の需要や域外からの取り込みはもとより、県内外からの観光客やインバウンドなど新たな需要の創出に向け、実効的な施策を継続的に進めて行く機運が高まっています。

本市街地が活力を再生させていくためには、四国横断自動車道の延伸を見据えたまちの将来像を示すとともに、都市機能の適正な立地と誘導、商業・観光と都市基盤の連携、さらには、土佐の小京都として魅力ある市街地形成を推進していく必要があります。

また、市北部の拠点として西土佐総合支所や道の駅がその役割を担っており、地域のコミュニティや地産地消・地産外商の拠点としての機能の発揮が求められています。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
商店街通行者数（平日）	5,338人/日 (H27-30年度平均)	6,200人/日
道の駅「よって西土佐」入込客数	186,924人 (H30)	200,000人

#### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
都市計画マスタープラン	H29	H29～R9
立地適正化計画	R1	R2～R19
辺地総合整備計画	H27	H28～R2
過疎地域自立促進計画	H27	H28～R2

## 主な施策

施策名	内容
1 中心市街地の整備促進	<p>①中心市街地整備のあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路・公園等の公共施設の整備や都市づくりの整備方針を明らかにするとともに、高速道路延伸に伴う都市機能の考え方を整理していく必要があるため、必要に応じ都市計画マスタープランや立地適正化計画を見直します。</li> </ul> <p>②中心市街地・商店街等の魅力・にぎわいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回遊性と集客力向上のための拠点づくりを進め、既存施設との連携を図ります。</li> <li>土佐の小京都としてのまちなみ景観を検討します。</li> <li>中心商店街で核となる人材の確保・育成など、商店街機能の向上を図ります。</li> <li>活性化イベントの開催や個店のサービス向上など、日常の賑わいにつながる取り組みを促進します。</li> <li>空き店舗情報の共有化と情報発信の強化により空き店舗の減少に努めます。</li> </ul>
2 市北部の拠点形成	<p>①地域コミュニティの核としての西土佐総合支所の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市北部の拠点の一つとして、行政機能だけでなく、防災拠点や図書館等の併設による地域コミュニティの場としても利用促進を図っていきます。</li> </ul> <p>②道の駅を拠点とした地産地消・地産外商の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅の施設機能を活かし、運営主体である指定管理者が「地域商社」としての機能を担い、地域産品の安定的な販路開拓・拡大に取り組みます。</li> <li>地域農産物の出荷量の確保や地のモノを活かした加工品の商品開発に努めます。</li> <li>県外の産地フェアやイベント、商談会への出展を行い、また道の駅間のネットワークを活かして新規販路開拓を図ります。</li> <li>旬の地元食材を活かした定期的なイベントの開催や、メディアやSNS等を活用したPR活動を強化し交流人口の拡大を図ります。</li> <li>四万十町や愛媛県と連携を図り、観光ネットワークの形成に努めます。</li> </ul>



## 施策7

## 交通基盤の整備

### 現況と課題

道路や鉄道等の交通基盤は、単に人やモノの移動だけではなく、それに伴う様々な交流を促進させる重要な機能を担っています。

本市は、5つの国道が通り、幡多地域の交通の要衝となっており、四国横断自動車道佐賀～四万十間の事業化に伴い、延伸後の効果を吸引できるような特徴あるまちづくりに向けた条件整備が必要となっています。

また、国道441号、439号といった幹線道路の整備促進は住民の悲願であり、生活環境の改善のみならず、広域交流の幹線であるとともに、災害時の“命を守る道”など、多面性を有している重要路線であることから、早期改良に向けた取り組みが求められています。

公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線が市の南部を、JR予土線が市の北部を通過しており、沿線住民や観光客の足の確保維持に向け、高知県、愛媛県、関係市町村と連携し、財政支援や利用促進策に向けた取り組みを行っています。

また、バスについては、市民の日常的な足であり、平成21年度に策定した「四万十市地域公共交通総合連携計画書」に基づき、各種の実証運行を踏まえ、交通空白地域の解消を図るとともに、より利便性の高い交通手段としての取り組みを進めてきました。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続く中、公共交通の維持が大きな課題となっていますが、一方で高齢者をはじめとする交通弱者にはなくてはならないものとして、重要性はさらに高まっています。このため、今後は、平成30年度に策定した「四万十市地域公共交通網形成計画」に基づき、運行体系の見直し等を行い、利便性と効率性を備え、地域特性やニーズに合致した持続可能な公共交通網を形成する取り組みを進めていきます。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
バス利用者数（地域間幹線除く）	41,607人（H30）	50,000人
土佐くろしお鉄道利用者数	610,112人（H30）	600,000人
橋梁長寿命化修繕化率	0.2%（H30）	5.3%

### 関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域公共交通網形成計画	H30	H31～R6
橋梁長寿命化修繕計画	R1	R2～R11

## 主な施策

施策名	内容
1 道路ネットワークの整備促進	<p>①高速道路延伸への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。</li> </ul> <p>②周辺地域との連携を促進する幹線道路整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の縦軸となる国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。</li> </ul> <p>③生活道路の整備充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地内においては円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図り、中山間地においては、安全性に配慮した道路整備を進めます。また、橋梁等の道路施設については適切な保全対策に取り組みます。</li> </ul>
2 公共交通機関の確保	<p>①観光との連携による鉄道の利用促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、新型特急車両の導入や観光列車の乗り入れなど“乗ってみたい列車・行ってみたい駅”の演出等により観光客の利用促進策を推進します。</li> </ul> <p>②市民の日常的な足としてのバスネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線バス、自家用有償バス、デマンドバス・タクシーといった現行の交通手段を基本に、運行体系の見直し等により利便性と効率性を備え、地域特性やニーズに合致した持続可能な公共交通網を形成し、利用促進に取り組みます。</li> </ul>



## 政策4 住みやすさの確保

### 施策8 良好な居住環境の整備

#### 現況と課題

少子・高齢化の進行や交流人口の拡大など、住宅に対するニーズも変わってきています。また、住宅のみならず身近な公園や緑化環境など、憩いの空間も重要な居住環境を形成する要素の一つです。

本市の住宅環境としては、中心部では民間による宅地開発や賃貸住宅の整備により、需要への対応が概ねできている状況にありますが、低額所得者等の生活の安定と社会福祉の増進に向け、市営住宅の計画的な修繕等による受け皿づくりに努めています。しかしながら、西土佐地域においては、民間住宅が少ないうえ老朽化した市営住宅も多く、また、制度面からの入居制限により需要に応じた供給ができていない状況です。

一方で、空き家や老朽化した住宅への対応も必要です。空き家については、実態に応じ移住・定住者用住宅などの利活用を図っていますが、市民意向調査をもとにさらなる掘り起こしが必要な状況です。また、老朽化住宅については地震時の倒壊等が懸念され、道路の閉塞による救助活動の妨げになるなど、その対策も課題となっています。

今後は、市民ニーズに沿った住宅整備の在り方を検討していくとともに、移住・定住者の増加に向けた住環境の確保に加え、身近な憩いの場としての公園や緑化環境等の適正な配置や効果的な長寿命化対策を展開していく必要があります。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
移住者用住宅新規登録件数	30件/年 (H30)	35件/年
公営住宅入居率	91.7% (H30)	95.0%
水道普及率	92.2% (H30)	93.7%

#### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
公営住宅等長寿命化計画	R1	R2～R6
空家等対策計画	H28	H28～R2
公園施設長寿命化計画	R1	R1～R10

## 主な施策

施策名	内容
<p>1 定住を促す環境の整備・充実</p>	<p>①市営住宅の長寿命化計画に基づく整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全的な修繕を行いながら、高齢化への対応や長寿命化対策を計画的に実施します。</li> <li>・西土佐地域の老朽化の進む住宅については、整理・統合のうえ、若者や移住者用の住宅確保に向け、入居制限の少ない住宅整備を検討します。</li> </ul> <p>②適切な空き家対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家実態調査と意向調査を継続的に行い、NPO 法人をはじめ関係機関と連携を図りながら、地域住民に対し移住・定住支援に対する理解を高めていきます。</li> <li>・空き家所有者による賃貸や売却などの意向を踏まえ、所有者と民間事業者とのつなぎ役となるよう官民連携の強化に努めます。</li> <li>・空き家住宅の活用を基本にお試し住宅の整備検討を行うなど、移住・定住者用の住宅確保に努めます。</li> <li>・地域の実態に応じ、コミュニティの場としての利活用を検討します。</li> <li>・老朽化した住宅については、除去も含め、適切な対応方策について検討します。</li> <li>・実態や社会情勢の変化に応じ、四万十市空家等対策計画を改定します。</li> </ul> <p>③安定した飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した施設・管路の更新や災害時の飲料水等の確保対策を推進するとともに、水道の未普及地域の解消に努めます。</li> </ul>
<p>2 身近な公園・緑地の創出</p>	<p>①長寿命化対策による効果的な公園施設の運営管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ効果的な対策を講じる予防保全的管理への転換を図り、長寿命化対策及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化や事業コストの縮減に努めます。また、各施設の状況に応じ、公園施設長寿命化計画を改定します。</li> </ul> <p>②子どもや高齢者が気軽に憩える公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場ともなる公園の適正な配置と維持管理に努めます。</li> </ul>



## 施策9 都市基盤の整備・充実

### 現況と課題

都市活動を展開していくためには様々な施設が必要となってきます。しかしながら時代とともに施設に求められるニーズも変わり、施設の老朽化も進んでいます。また、今日においては施設などのハード整備のみならず、情報通信ネットワークの整備が都市基盤として不可欠なものとなっています。

公共施設の再整備や整理統合においては、教育施設の長寿命化や郷土博物館の耐震補強などを図るとともに、老朽化した文化センター、中央公民館、働く婦人の家の機能をまとめた文化複合施設の整備も進めています。

今後は、都市機能の適正配置や集約の考え方のもと、防災対策を含め早急な改修や現状の市民ニーズにあった新たな施設整備の有り方への対策が求められるとともに令和4年を実施期間と定めた四万十市立小中学校再編計画（第2次）に基づき、今後休校となる中学校舎等の利活用を検討する必要があります。

また、情報通信分野においては、ケーブルテレビの整備等により、高速ブロードバンド環境を整えてきたところではありますが、ネットワークの高度化とそれに伴うサービスの多様化が進む中、市民生活の利便性の向上はもちろん、ICT（情報通信技術）により地域の課題を解決していくために、引き続きネットワークインフラの整備に取り組んでいく必要があります。

今後、都市基盤のハード整備においては、既存の社会資本ストックの在り方を検討するとともに、情報通信基盤については、利活用策の検討に加え、情報モラルへの対策が求められています。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
公衆無線LAN設置箇所数	6か所（H30）	20か所

### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
公共施設等総合管理計画	H28	H29～R8
立地適正化計画	R1	R2～R19

## 主な施策

施策名	内容
1 社会資本ストックの再整備対策の検討	<p>①施設の計画的な保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不具合や故障が生じてから対応するという事後保全では、改修や大規模な修繕工事が短期間に集中し、大きな財政負担となります。長寿命化対策等、予防保全という観点にたち策定した「公共施設等総合管理計画（※）」に基づき管理を行うとともに、今後、公共施設等個別計画を策定することにより、各種社会資本ストックの再整備の在り方を更に明確にします。</li> </ul> <p>②各種公共施設の整理統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の適正配置や集約の考え方のもと、サービスの質の向上と運営経費の削減を図るため、老朽化した文化センター、中央公民館、働く婦人の家の機能をまとめた文化複合施設の整備など、既存施設の必要性を再検討し、廃止や類似施設の統廃合を進めます。</li> <li>また、新たな施設を必要とする際は、再編計画に基づく中学校の利活用等、既存施設の用途転換による活用についても検討します。</li> </ul>
2 情報通信基盤の整備・充実	<p>①情報モラル教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する携帯電話やインターネット利用に対する指導とともに、情報漏えい、セキュリティ対策を図るため、学校、家庭、企業等の連携のもと、情報モラル教育を推進します。</li> </ul> <p>②市民・観光客向け情報サービスの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Wi-Fiスポットの整備を進め、市民にも観光客にもより利便性の高い情報提供網を充実します。</li> <li>マイナンバー制度を活かした電子申請システムや添付書類の簡略化など、情報技術の活用により、市民サービスの充実に努めます。</li> </ul> <p>③情報通信基盤のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の光ファイバー網、携帯基地局等の安定的な維持管理に努めるとともに、超高速ブロードバンド未整備地区や携帯電話不感地域の解消に向け、事業者への積極的な参入促進を行うなど、情報格差の解消に努めます。</li> </ul> <p>④新たな情報化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、幅広い領域においてAI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）が活用され、ICT（情報通信技術）は社会・産業に変革をもたらすものと考えられていることから、その動向に注視し、情報を収集し、既存の概念に捉われず、様々な角度から新たな情報化施策を検討するよう努めます。</li> </ul>

※ 公共施設等総合管理計画

各自治体で公共施設の総合的かつ計画的な管理をしていくための計画

## 施策10 防犯・交通安全の推進

### 現況と課題

盗難などの犯罪のほか、近年、子どもや高齢者、あるいは消費者が被害者となる犯罪の増加がみられます。このような犯罪を防止するために警察力の向上のほか、地域の住民が一体となって犯罪から身を守る取り組みが求められます。また、自動車の普及は多くの交通事故を発生させる状況を生むことにもなっており、運転をする側にも歩行者側にも安全意識を高めることが求められています。

本市における防犯対策としては中村地区地域安全協会を主体に、被害を未然に防止するための地域安全活動を展開するとともに、消費者生活の安全対策として幡多広域市町村圏事務組合に消費生活センターを設置し、多発する高齢者の消費者被害対策を含め、消費者保護に努めています。

また、交通安全については、交通安全指導員を中心に、街頭指導や広報活動、小学校等での安全教室を実施し、高齢者ドライバー対策として免許返納サポート制度の推進や高齢者世帯訪問等を通して、各種啓発活動を行っています。

しかしながら、犯罪はますます巧妙化しており、これからもさらなる関係機関との連携を高め、対応を強化する必要があります。また、交通の要衝ともなっている本市においては通過交通や観光交通も多くみられることから、交通安全に対する啓発活動を地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
交通事故件数	55件 (H28-30年度平均)	50件
刑法犯認知件数	154件 (H30)	150件
消費者啓発講座実施数	16回 (H30)	20回
消費者啓発講座参加者数	258人 (H30)	300人
高齢世帯訪問人数	463人 (H30)	800人
街頭啓発活動回数	12回 (H30)	12回
防犯カメラの設置箇所	9か所 (H30)	15か所

### 関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
交通安全計画	H29	H29～R2

## 主な施策

施策名	内容
1 犯罪のないまちづくりの推進	<p>①地域安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中村地区地域安全協会を主体に、地域や家庭の連帯意識を強化し、犯罪等の未然防止に努めます。</li> </ul> <p>②街灯・防犯灯・防犯カメラ等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な場所への防犯カメラの設置や、夜間の安全と犯罪防止のため、街灯や防犯灯の整備を促進します。</li> </ul> <p>③関係団体との情報共有ネットワークの構築による消費者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな消費者トラブルは日々起こるため、それに対応した啓発活動に向け、消費生活センターを中心に、関係団体との情報共有を図り、消費者保護に努めます。</li> </ul>
2 交通安全対策の充実	<p>①交通安全教育・指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼児から高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を充実させます。</li> <li>反射材用品の普及や自転車のマナーアップ指導、シートベルトの着用の徹底など、運転者、歩行者それぞれの責任を自覚し周囲に配慮できるよう安全対策の普及啓発に努めます。</li> </ul> <p>②高齢者対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者免許返納サポート制度の利用促進と、それを補完する公共交通サービスの充実及びこの制度に賛同する事業者への協力を図り、免許返納の普及に努めます。</li> </ul> <p>③若年層のボランティア活動を中心とした安全啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在行っている高校生ボランティアによる交通安全キャンペーン等、子どもや若い人の参画による安全啓発活動の促進を図ります。</li> </ul> <p>④交通安全施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、自転車や歩行者道の整備促進を図るとともに、ガードレール、カーブミラー等、交通安全施設の改善を図ります。</li> </ul>

